

# 東京港地区における年末年始の通関業務等取扱いのご案内

※（注）東京港地区：本関・大井出張所の管轄地域

年末年始における通関・保税関係事務を効率的に行うため、以下のとおり取扱うことといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

## 1. 令和3年12月28日(火)までの輸出入通関関係手続きについて

- ・令和3年12月28日(火)は事務の輻輳が予想されますので、可能な限り早めの申告（輸入にあつては予備申告の活用）をお願いいたします。

## 2. 令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)までの輸出入通関・保税関係手続きについて

### (1) 予定表の提出のお願いについて（海上貨物のみ）

#### 【通関関係】

- ・事前に予定が判明している場合には、「**輸出入申告予定表**」（別紙様式1）を令和3年12月28日(火)15時までに本関又は大井出張所の通関総括部門へ提出をお願いいたします。

#### 【保税関係】

- ・事前に予定が判明し、1日100件程度の保税事務が見込まれる場合には、「**保税事務取扱予定表**」（別紙様式2）を令和3年12月28日(火)15時までに、本関又は大井出張所の保税取締部門へ提出をお願いいたします。

#### 【共通】

- ・令和3年12月28日(火)15時以降に予定が判明した場合は、業務部特別通関部門に「輸出入申告予定表」又は「保税事務取扱予定表」の提出をお願いいたします。
- ・年末年始においても、時間外執務要請届に係る届出種別コード「E」・「F」による申告は可能です。ただし、区分2又は区分3となった場合には、令和4年1月4日(火)以降の審査・検査となります。この場合には、予定表の提出は不要です。

### (2) 申告方法について

- ・開庁時間外のため業務部特別通関部門宛てに申告する場合には、「申告先種別コード」欄に区分「T」（特別通関貨物）の入力をお願いいたします。
- ・令和4年1月4日(火)以降に本申告を予定している海上貨物の予備申告は、業務部特別通関部門宛にはできません。

### (3) 収納関係

- ・年末年始に口座振替を利用される方は口座残高不足とならないよう、事前に口座残高の確認をお願いいたします。また、BP及び納期限延長に係る担保についても同様に確認をお願いいたします。なお担保の提供に関する事務は特別通関部門で行えませんので、年末年始前に収納課において手続きを行って

下さい。

- ・マルチペイメントネットワーク（ペイジー、リアルタイム口座振替）を利用される方は、金融機関により利用可能日・時間等が異なりますので事前に確認をお願いします。

(4) 令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)までの業務部特別通関部門における通関業務等について（郵便物は除く）

- ① 海上貨物及び航空貨物に係る輸出入通関関係業務
- ② 保税運送の承認及び到着確認、コンテナリストの受理
- ③ 搬入事故等が発生した際の連絡受付

**業務部特別通関部門**

所在地：東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎1階  
電話：03-3599-6645  
FAX：03-3599-6640

3. 税関長が公示する外国為替相場について

関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場の年未年始における税関長の公示につきましては、税関ホームページに掲載される予定です。

リンク先 <http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>

4. 輸入承認証の有効期間延長申請について

年未年始に既に取得している輸入承認証の期限が到来し、有効期間の延長を必要とする場合には、早めに申請されるようお願いいたします。

(提出先:各官署通関総括部門(輸入他法令担当))

ご不明な点がございましたら、各官署の通関総括部門又は保税部門にお問い合わせください。(令和3年12月28日(火)まで)

通関総括部門、保税部門の連絡先(平日)

本 関	通関総括第5部門(海上)	03-3599-6318
	通関総括第6部門(航空)	03-3599-6313
	保税取締部門	03-3599-6424
大井出張所	通関総括第1部門(輸入)	03-3790-6812
	通関総括第4部門(輸出)	03-3790-6816
	保税取締部門	03-3790-6853 03-3790-6854